

—子どもたちにきれいな土と水と空気を手渡し、いのちとくらしを守るために—



第 10 号

● 2007 年 8 月発行

◆ 編集・発行所

埼玉西部 土と水と空気をまもる会

発行人；事務局代表・前田 俊宣

〒 359-0041 埼玉県所沢市中新井 5-1-3-201

TEL:04-2943-0295

E-mail HZE03164@nifty.ne.jp

URL <http://www3.airnet.ne.jp/dioxin/>

郵便振替 00530-0-40224 「埼玉西部 土と水と空気をまもる会」

石坂産業裁判、控訴審、第3次訴訟はじまる!!

ご支援をお願いします!

石坂産業(株)許可取消行政訴訟報告

石坂産業が利害関係人として第3者参加へ!

森 斌

前回の広報でお知らせしましたとおり、くぬぎ山最大の産業廃棄物処理業者の石坂産業(株)の許可取消しを求める行政訴訟(第1次・2次)について原告が一審一部勝訴の結果を得ました。埼玉県がこれを不服として控訴したため、控訴審で審理が行われることになりました。また、石坂産業がこの裁判に利害関係第3者として参加することになり、いよいよ、石坂産業と直接対決という構図になってきました。

訴訟は3件となりました。複雑なので整理します。

	第一次	第二次	第三次
訴訟名	更新許可取消	変更許可取消	拡張・施設設置許可取消
許可年月日	2001.3.11 焼却更新許可	2002.9.6 焼却→破碎・能力増加	2006.11.21 能力増加、3施設設置許可
提訴年月日	2001.6.8	2002.12.2	2007.5.18
原告	住民 152 名	住民 73 名	住民 22 名
被告	埼玉県		
	石坂産業(株)利害関係第3者として訴訟参加へ		
判決年月日	2007.2.7		
判決結果	原告敗訴 焼却炉撤去で実質勝利	原告一部勝訴	
控訴	控訴せず→確定	被告 2007.2 月	
付帯控訴		原告 2007.7.4	

●第二次訴訟（破碎変更許可取消訴訟）

2月に被告埼玉県が控訴しました。被告の「控訴理由書」と「証拠」はほとんど「かさ比重」についての記述であり、この問題について埼玉県がいかに危機感を持っているかがうかがえます。しかし、発泡スチロールやトレイ・ラップ・袋などの「大規模小売店」のプラスチック廃棄物や、気泡シート・エアキャップなどと呼ばれるクッション材など「かさ比重」が非常に小さく、建設廃材を主に受け入れている石坂産業にはほとんど入ってこないものまでを「証拠」として取り上げています。また、処理能力を求める計算式も間違っているなど中身を十分に吟味しないか、もしくは理解しないまま都合のよい証拠を集めて並べ立てているのではないかと思われま

す。7月4日の控訴審第1回期日では「埼玉県が敗訴して石坂産業に対する変更許可処分が出た場合、破碎減容施設は無許可の施設とされ、法律上の権利を大きく害され、経済上も多大の損害を被る」として石坂産業が「第三者の訴訟参加」の申し立てをし、認められました。これは、「埼玉県に任しておけない」という石坂産業の危機感の表れかと思われま

す。なお、第三次訴訟でも石坂産業は「第三者の訴訟参加」の申し立てをし、認められました。また、私達も一審での敗訴部分に対し付帯控訴をしました。これにより一審の判決について全てにわたって審議しなおすこととなります。



●第三次訴訟（拡張許可取消訴訟）

昨年11月に出された埼玉県が出した石坂産業に対する、産業廃棄物処分業等変更許可（能力増加：総量約955t/日）、3つの産業廃棄物処理施設設置許可をいずれも取り消せという、埼玉県を被告として第三次の訴訟を5月18日提訴しました。

訴状では違法の理由として、以下を挙げています。

【1】石坂産業（株）が施設設置許可を受けた破碎施設はいずれも処理能力を過小評価しており、実際の処理能力は申請の能力をはるかに上回るものである。虚偽の申請をそのままにした許可は重大な瑕疵があり、違法なものとなる。

【2】本件破碎施設等は違法なものであり、その施設を「事業の用に供する施設」とすることを前提として出された産業廃棄物処分業変更許可は違法なものとなる。

【3】石坂産業は操業開始以来、周辺に灰・粉塵を飛散させ、周辺的生活環境に支障を生じさせてきた。さらに無許可の施設設置、届出の虚偽、無許可埋立に関わる等、法を遵守する姿勢がなく、「業務に関し不正または不誠実な行い」をする恐れがある。

申請書では「かさ比重」をはじめとする色々な係数を非常に小さくしたり、計算式で求めた答えが一桁大きくなっています。埼玉県はそのまま許可しており、いかにずさんな審査しかしていないことがわかります。

7月18日には早速さいたま地裁にて第1回期日が開かれ、ここにも、石坂産業代理人が参加しました。原告側鍛冶弁護士から、これまでの経緯と訴状の要

題となり、焼却炉は停止 ごみ山は増減を繰り返す。

平成 14 年頃

★改善勧告 事業者から改善計画(3 ヵ年計画) →改善・進展なし

平成 17 年 6 月 1 日 改善命令

平成 17 年 7 月 30 日までに、保管基準に適合するよう命令 →ごみ山は改善されず

平成 18 年 12 月 14 日

★埼玉県が栄真建設に対し、許可取消 →現在にいたるまでごみ山は改善されず

〈埼玉県の現在の指導状況〉

(H19.7 月聞き取り)

★平成 18 年 12 月 20 日に栄真建設の環境調査を実施 →ガス、有害物質等による生活環境保全上の支障のおそれは認められないと判断。

次回調査の予定は今のところない。

ごみ山内部温度 平均 17.4 ~ 80.2° C
メタンガス 4 箇所中 1 箇所で 0.03%
硫酸イオン 1400 ~ 1800mg/l

★許可取消以降、事業はうまくいっていないようだが、改善命令に従うよう、今後も、指導を続ける(1 週間に 1 度は監視調査を行う)

2、ごみ山の危険性

★有害物質の拡散 化学物質・重金属等・アスベスト・悪臭

★土壌・水質・大気汚染 →鉛の汚染

★火災・爆発

★崩落

埼玉県の調査でもごみ山内部温度が高まっており、決して安全だとはいえない・撤去まで継続監視が必要。

今後も当会でできる範囲の調査を続ける(土壌汚染・アスベスト含有調査他)

3、釜井弁護士のお話

1) ごみ山に対する埼玉県知事の権限
都道府県知事は、産業廃棄物の処

理基準に違反する事業者に対して、報告聴取、立ち入り検査、改善命令、事業停止命令、措置命令、代執行、許可取消などの権限を持つ。(命令に従わなかった場合の罰則もあり)

★措置命令

処理基準違反の処分が行われた場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、または生ずるおそれがあると認められるときは、当該処分を行ったものに対し、生活環境保全上の支障などの除去などの措置を講ずるよう知事が命ずることができる。(→ごみ山の撤去の命令)

2) 行政の対応が不十分なとき

★情報収集 情報公開条例によって、事業者の業務内容を調査・整理、行政の対応をチェックし、問題点を明らかにしていく。ごみ山の写真、変化の様子を記録に撮る。

★生活環境保全上の支障の調査 ごみ山による生活環境保全上の支障・・・火災の危険、悪臭の状況、有害物質の飛散・流出などについて調査をする。専門家の協力を得る

★措置命令請求の運動

釜井弁護士は、埼玉県が措置命令請求を出す要件とされる、「生活環境保全上の支障」を非常に狭く捉えている、と指摘されました。たとえば、県担当者が、悪臭など、人体に有害でなければ、「支障」とはとらえない、などとしている点について、措置命令の要件は、健康に直接有害な影響を及ぼすおそれを立証するようなハードルを課しているのではない、人が生活していくうえの支障となる悪臭等も、「生活環境保全上の支障」ととらえることができるはず、と指摘しました。

また、業者の責任を追及する必要があるのでは、との参加者からの意見も

あり、業者の告発など刑事責任の追及も視野にいれることも必要では、との質疑もありました。

なによりも埼玉県が30年も効果のない指導を繰り返し、現状は悪化するばかりであった経緯からも、行政の責任は重大です。



柳瀬中学校脇にある栄真建設のごみ山

クリーンサービス裁判 報告

北浦恵美

2004年に提訴後、現在まで計19回の期日が開かれ、双方の主張のやり取りが続いています。これまで原告側からは騒音調査や低周波音調査・粉塵中有害物質調査結果、クリーンサービス周辺の廃棄建材中アスベスト含有結果やそれによる原告側の被害状況を訴える陳述書などを提出しました。また、専門家意見書として、低周波音専門家の汐見医師、騒音専門家の横浜国立大学田村教授の意見書を提出しています。

前回、7月に行われた裁判期日では、今後の証拠調べについて話し合われました。原告側から再三要望していた裁判長らの現地視察については、被告側が強固に反対していることもあり、原告・被

告双方の本人尋問の後、その要否を、裁判所が判断することになりました。

このため、今回は、いよいよ、被害者本人の尋問と、被告代表者らの被告本人尋問が行われることになりました。

.....
● クリーンサービス(株)操業差止訴訟
● 証拠調べ原告・被告本人尋問
● 9月27日(木)13:30～
● 於：さいたま地裁川越支部
.....

いよいよ証拠調べ、多くの皆様の傍聴をお願いいたします。

ごみ山火災(新明)裁判 報告

ごみ山火災(新明)裁判では、2月の新明に対する原告側一部勝訴判決ののち、県と金社長個人、排出企業に対する原告側敗訴部分を不服として上告をしました。5月には弁護団により、これまでの総括とも言える、上告理由書を提出していただきました。これを受けて、7月12日付で、最高裁から、記録到達通知書が送付されてきました。

これから最高裁(第一小法廷)で審理されることとなります。

また、新明のほうも、新明敗訴部分を不服として、上告をしています。

ただし、新明は印紙代を出すのを惜しみ、訴訟救助(訴訟費用が出せないものに対して、印紙代をとりあえず免除すること)を申し立てしており、これが高裁で却下され、これに対する特別抗告審が最高裁に係属しています。(ややこしい。簡略化していうと、高裁は、新明に対し、印紙代を免除することはできないよ、と言ったのですが、新明はこれに納得せず、最高裁に申し立てしているところ、ということです。)

この結果は、未だ出されていないようですが、今後とも、明らかになり次第、報告します。

彩の国資源循環工場見学 と反対派住民との交流

前田俊宣

所沢から車でほぼ1時間、意外と近いところに寄居町の廃棄物処理工場団地がある。埼玉県と民間が共同で開発した新しいタイプの産廃処理の工業団地というイメージだったが、実際に見学して新たに分かったこともあった。周辺に暮らす住民の方と一緒に見学して不安に思う気持ちがよく実感できた。

はじめに埼玉県環境整備センターの職員の方が、研修室のようなところで施設の概要を説明、DVD画像を見せてくれて、操業までの経緯や現状などを説明してくれた。<PFI事業>と言う提携方式がいまひとつ釈然としなかった。埼玉県と民間の提携関係が複雑、特に大きな事故などが発生した場合の責任の所在が不明瞭な印象。

ざっとマイクロバスで案内してもらった。この地域一帯は、基本的には一般廃棄物と産業廃棄物の両方を受け入れる巨大な最終処分場。

そんな最終処分場の周辺で現在9社の廃棄物処理工場群が操業している。すべての工場が何らかのサーマルリサイクルとRDFを含むリサイクル商品を作っているが廃棄物処理工場以外ではない。もらったパンフレットでは20年後には、工場は「事業終了後、施設を解体・撤去し、用地を県に返還する」となっていた。実際にそうなるのかの質問に明快な回答はなかった。土地は埼玉県のもので、地代が県の収入になっているという説明だった。今後の第2期拡張計画もあり、一帯の将来像に不気味なものを感じた。

この日は、見学用のマイクロバスで、「ウム・ヴェルト・ジャパン」という蛍光管処理工場と、「オリックス資源循環」という廃棄物全般を処理するガス化溶融炉工場を案内してもらった。蛍光管処理工場の水銀の処理について、細かいところまで質問できず、不安材料がいくつか残った。オリックスのガス化溶融炉の方

は、高度な化学工場のような印象。操業を維持していくためのメンテナンスが安全性の鍵のように思えた。運転上の微妙な操作は、コンピュータ制御だと聞いたが、トラブルやミスが発生が致命的な事故に発展することはないのか、住民の皆さんが不安に思う気持ちがよく分かった。



県営最終処分場。これが7-3号埋立地。全部で12号地まで計画されているという。山をごみで埋め尽くす計画。

見学の後、場所を変えて、反対派の住民の皆さんとの交流会で、運動を進めてゆく上での様々の難しさについて意見交換をした。見学で分かったことだが、ここの工場群に県内のほとんどの地域から廃棄物が搬入されていた。県の「日の出処分場」だなどというのがまとめの印象、これからの反対運動に全県的な広がりも必要ではないかという意見もでた。今後、協力し合えるところは協力していこうと言うことで交流を終えた。



PFI 事業者であるオリックスのガス化熔融炉。→

鉛汚染が問題になった施設。ごみピットでは、約 1 万 7000m³ のごみがたまり異臭を放っていた。一廃 + 産廃プラ・汚泥・特管まで 24 種類の廃棄物 (なんでもあり) が受入 OK という。

第3 次埼玉県広域ゴミ山実態調査を開始

山田久美子

2007 年度に入り、高木基金の助成金を受けての第 3 次ゴミ山土壤中鉛調査を開始しました。4 月 2 日から 6 月 22 日までの採取分についての結果を簡単にまとめてお知らせします。

地域名 (採取月日)	所在地 (市町村名) [採取地点]	汚染の範囲 (mg/kg : ppm)	汚染の確率 150ppm 基準を 超える(箇所数)	汚染の確率 150ppm 基準を 超える(検体数)
埼玉県北部 (4 月 22 日)	江南町～熊谷市～ 行田市の 13 箇所 のゴミ山	14～1300	*① 3 箇所/13 箇所 (ただし 120～140ppm の事例を含めると 6 箇所/13 箇所)	*② 7 検体/21 検体 (ただし 120～140ppm の事例を含めると 10 検体/21 検体)
埼玉県東部 (5 月 21 日)	八潮市～越谷市～ 庄和町の 6 箇所の ゴミ山	18～700	3 箇所/6 箇所	3 検体/6 検体
栄真(旧・常陸) (6 月 22 日)	[南東角 (外側)]	99		
	[東辺 (外側)]	29		

●今回は汚染の発見の確率は、一見低いようですが、*①と*②の欄の()内を見ると、汚染レベルが基準の 150ppm に極めて近い土壌を加えれば、やはり 50% 程度の確率になることがわかんと思います。測定の実差なども

考慮すれば、120ppm～140ppm も決して汚染がないとは言えないレベルです。

●東部地域のゴミ山で、撤去されたと見られる事例が 2 件ありました。1 件は

霊園に用地転用されたいらしい状況、もう1件は、該当する地点が更地になっており、ゴミ山の存在が確認できませんでした。

●栄真(旧・常陸)建設のゴミ山周辺の土壌汚染追加調査では、施設の南東～東の地点の2検体しか採取できませんでした。これまで北面のゴミ山下では510ppmの汚染が確認されていましたが、ゴミ山の汚染の分布は複雑のようです。なお、同時にスレート片も数個採取して、現在、アスベストを含有しているか否かの分析を行なっています。

以上、中間報告ですが、盛夏を避けて9月に入ってからさらに調査を進める予定です。

産廃施設周辺環境調査の取り組みについて

当会では産業廃棄物処理施設周辺環境調査に取り組んでいます。行政や業者に苦情を申し立てても、なかなか解決の方向へ向かわないときに大きな力となるのが、環境測定の結果です。根拠のあるデータをもって問題点を示すことによって、相手方も、相応の対応をせざるを得なくなります。

一昨年には、サイサン助成金で騒音計を購入し、産廃施設からの騒音測定調査に継続して取り組んでいます。産廃施設からの騒音が、規制基準を超えていること等、多くのデータを蓄積しています。

また、上記の通り、ごみ山からの汚染についても継続的に取り組んでいます。

最近では、杉並病問題で尽力された津谷先生にご協力をいただき、産廃施設周辺大気のTVOC(総揮発性有機化合物)測定にも取り組みをはじめました。

今後とも、環境調査に継続して取り組んでいきますが、お近くの産廃施設他環境に不安を感じている方がいらっしゃいましたら、騒音他環境調査の相談にも応じる体制を整えていきたいと考えておりますので、どうぞ事務局までご連絡下さい。(04-2943-7578 北浦)

ダイオキシン国際NGフォーラムにご参加ください!

テーマ: 環境ホルモン問題から見たダイオキシン被害の実態と研究対策の今

日時: 2007年9月1日 10:00～17:30

[ダイオキシン被害の実情、ベトナム・台湾・日本]

2007年9月2日 10:00～18:00

[ダイオキシン研究・対策の今]

会場: JICA 国際協力総合研修所会議場(市谷)

参加費: 1日のみ 1500円

(2日連続 2500円)

申し込み方法: フォーラム実行委員会事務局

TEL: 03-5368-2735 FAX: 03-5368-2736

E-Mail: kokumin-kaigi@syd.odn.ne.jp

今後の裁判日程

多くの皆様の傍聴のご参加をお願いします!

★石坂産業第3次訴訟(1審)第2回期日

9月12日(水) 10:15～

於: さいたま地裁

(第2回期日には、原告農家の方の陳述を予定しています。)

★石坂産業控訴審第二回期日(弁論準備)

10月12日(金) 10:30～

於: 東京高裁(813法廷)

★クリーンサービス(株)操業差止訴訟 証拠調べ原告・被告本人尋問

9月27日(木) 13:30～

於: さいたま地裁川越支部